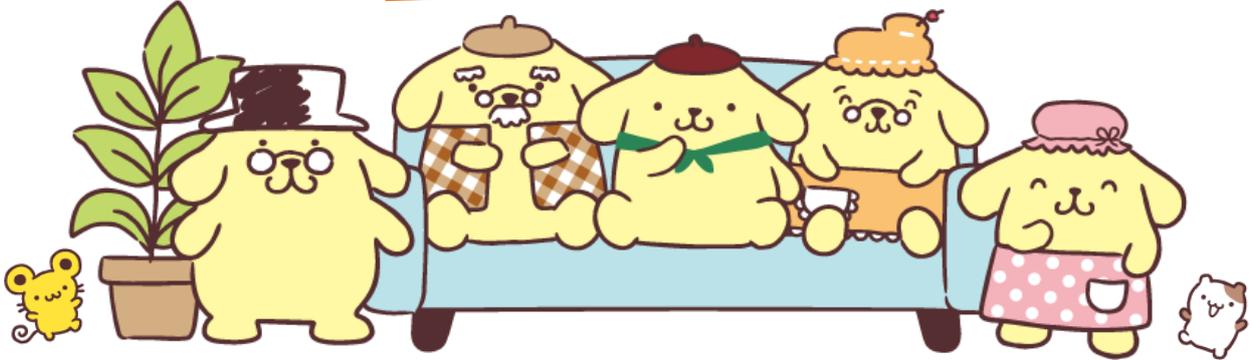




障がいのある人もない人も だれもが暮らしやすいまちへ



わたしたちの社会には、子ども、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人が一緒に暮らしています。誰もがお互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現に向けて、一人ひとりができることを考えてみましょう。

障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別をなくすために大切な2つのことを定めています。

令和6年4月から民間事業者についても 合理的配慮の提供が義務化されました。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯を制限するなどの不当な扱いをしてはいけません。

[不当な差別的取扱いの例]

障がいのある人の入店や
参加を拒否する。



障がいのある人の存在を無視したり、
心ない言葉で傷つけたりする。



正当な理由がある場合はその理由を丁寧に説明し、理解を得ることが大切です。

合理的配慮が求められています

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する必要があります。

[合理的配慮の例]

段差のあるところでの
車いす移動を手助けする。



筆談や手話などを使って
コミュニケーションをとる。



コミュニケーションをとって
お互いに納得する方法を
一緒に考えることが大切です。



KABUKKY
×
POMPOMPURIN

© '24 SANRIO CO., LTD.
APPR. NO. L652341